

平成30年度第1回

通算第115回

函館市公文書公開審査会会議録

開催日時	平成30年11月6日（火曜日） 午前10時
開催場所	市役所8階第5会議室
議 題	(1) 制度の運用状況について（報告） （公開） (2) その他 （公開）
出席委員	荒木 知恵 委員，伊藤 泰 委員，河野 正樹 委員 高垣 孝二 委員，永盛 恒男 委員
欠席委員	なし
事務局の出席者の職氏名	三浦 祐一 総務部文書法制課長 早瀬 洋 総務部文書法制課主査 竹原 勇樹 総務部文書法制課主事
傍 聴 者	なし

永盛会長	ただいまより，第115回函館市公文書公開審査会を
	開会いたします。
	委員の皆様には，お忙しい中お集まりいただき，あり
	がとうございます。
	会議の進行については，審査会規則第3条第2項の規
	定に基づき，会長が議長を務めることになっております
	ので，私のほうで進めさせていただきます。
	会議を始めるに当たりまして，本日の会議は公開して
	支障がないと思いますが，よろしいでしょうか。
	(異議なしの声あり)
永盛会長	早速議題に入りたいと思います。
	報告事項である議題の(1)制度の運用状況について
	事務局から説明願います。
三浦課長	それでは，先に配付させていただきました「情報公開
	制度・個人情報保護制度の利用状況(平成29年度)」
	により御説明申し上げます。
	はじめに，「1 情報公開コーナーの利用状況」につ
	いてでございます。市役所6階の情報公開コーナーでは，
	市が刊行する市政資料をはじめ，行政運営における公正
	の確保と透明性の向上を図るため，各部局で定めている
	要綱や要領等に加えて，市が出資する法人の経営状況に

	について説明する文書を配架しております。また、市の各
	種審議会の会議録，国や他の自治体が作成した資料を備
	えるなど，情報提供の充実に努めているところでござい
	ます。この情報公開コーナーを平成29年度に利用した
	方は延べ638人で行いました。
	利用者の内訳は，情報公開制度による公文書の公開請
	求に係る利用が72人・1,304件でした。また，個
	人情報保護制度による自己情報の開示請求に係る利用が
	6人・8件で行いました。このほか，行政資料の閲覧
	および相談・案内に係る利用が362人・386件，行
	政資料等の写しの交付に係る利用が198人で，その交
	付実績が，表1に記載のとおり6,532となっております。
	ます。
	次に，「2 情報公開制度の実施状況」についてでご
	ざいます。公開請求に対する処理の状況は表2のとおり，
	公開が968件，一部公開326件，非公開8件，取下
	げ2件で，合計1,304件となりました。平成29年
	度においては公開請求の決定に対する審査請求はありま
	せんでした。
	なお，全部公開となった公文書で，以後繰り返し公開
	請求されているものにつきましては，可能な限りあらか

	じめ情報公開コーナーに配架し、公開請求の手續による
	ことなく情報提供できるようにして、市民の利便性の向
	上に努めているところでございます。
	その一例を申し上げますと、食品衛生法等に基づく営
	業許可施設一覧、理容所・美容所一覧、医療施設一覧な
	どでございます。以前であれば公開請求で対応してい
	たものを、行政資料等の写しの交付で対応したものの実
	績は、平成29年度で117人となっております。また、
	これら一覧につきましては、平成30年3月から市のホ
	ームページにおいて公表し、ダウンロードできるような
	形でデータを提供しており、来庁しなくとも情報が入手
	できるようになりました。
	今後も引き続き市政に関する正確で分かりやすい情報
	を市民が容易に得られるような体制の整備に努めてまい
	ります。
	続きまして、情報公開制度による公文書の公開請求の
	話に戻りますが、各実施機関別の請求件数は、表3のと
	おりとなっております。分野別の内訳が表4記載のとおりと
	なっております。
	表3の実施機関別では、市長宛ての請求が最も多く、
	全体の8割以上となっております。また、表4の分野別

	で見ると、民生Ⅰの分野の請求が最も多く、次いで総務
	分野と施設企業分野が同数、そして教育分野の順となっ
	ており、この4つの分野で全体の約9割となっております。
	個々の公開請求の内容の詳細につきましては、別表1
	「公文書の公開の実施状況」のとおりでございます。そ
	の詳細についてですが、請求内容を類型的に整理します
	と、まず住居表示台帳の公開請求が、合計で715件と、
	民生Ⅰの分野の8割以上を占めております。
	次いで多い請求内容は、市が加入する損害保険契約の
	保険証券ならびに物品売買契約書および業務委託契約書
	等に関する公開請求で、合計で147件になり、そのう
	ち99件は、病院局において締結した医療機器の物品売
	買契約書および保守業務委託契約書などでございます。
	別表1中の整理番号34、35を御覧いただきながら
	お聞きください。これらは一部非公開とされた部分があ
	り、その非公開の理由といたしましては、契約の相手方
	である法人の代表者等の登記された印影は、商業登記法
	第12条第1項の規定により印鑑の証明の交付を申請で
	きる者が限られており、これを公開することは商業登記
	法の規定に違反するため情報公開条例第7条第1号によ

	る法令秘として非公開となり，特定個人の印影について
	は公表されておらず，通常他人に知られたくないと認め
	られるものであることから，情報公開条例第7条第2号
	による個人情報として非公開となり，法人の登記されて
	いない印影等についても，重要な法的手続において使用
	される可能性があり得ることを考えると，これを公開し
	た場合，これを用いて文書の偽造がされることなどによ
	り当該法人の権利または正当な利益が害される恐れがあ
	ることから，情報公開条例第7条第3号による法人等不
	利益情報として非公開となりました。
	次に多い請求内容が，大間原発関係文書の127件で
	す。別表1中の整理番号50および13ページの整理番
	号の付されていない一番上の欄になりますが，これらに
	についても一部非公開とされた部分があります。
	その内容を申し上げますと，個人の印影，団体の代表
	理事の印影および取締役社長の印影等について，情報公
	開条例第7条第1号による法令秘として非公開となりま
	した。
	また，特定個人の氏名，住所，電話番号，携帯電話番
	号，メールアドレス，勤務先，職業，所属団体，団体で
	の地位，学歴，行動および主義・主張等が判明する情報

	については、公表されておらず、通常他人に知られたく
	ないと認められるものであるため、特定個人の印影につ
	いては、印鑑の登録および証明について必要な事項を定
	めた条例の規定により登録された個人の印影であり、登
	録された印影は関係書類の閲覧が禁止されており、通常
	他人に知られたくないと認められるものであるため情報
	公開条例第7条第2号に該当する個人情報として非公開
	となりました。
	また、弁護士の印影および弁護団の口座に係る情報に
	ついては、これを公開した場合、当該事業を営む個人や
	当該法人等の事業運営上支障をきたすおそれがあること
	から、団体の登記されていない印影および団体の代表者
	の登記されていない印影については、当該団体の事業運
	営上支障をきたすおそれがあることから、報道機関等の
	職員のメールアドレスは、専ら法人等の内部に関する情
	報であり、当該法人等の事業運営上支障をきたすおそれ
	があることから、質問書を提出した団体に係る情報につ
	いては、当該団体が市に質問書を提出したことが判明す
	る情報であるとともに、団体の方針内容等の専ら団体内
	に関する情報であり公表されておらず、これを公開した
	場合、今後の活動に支障を生ずるおそれがあることから、

	さらに、事業の企画、収支予算等の法人その他の団体に
	係る情報については、当該法人等の事業運営上のノウハ
	ウに関する情報、営業活動上の秘密に関する情報および
	専ら法人等の内部に関する情報であり、これを公開した
	場合、当該法人等の事業運営上支障をきたすおそれがあ
	ることから、情報公開条例第7条第3号の法人等不利益
	情報として非公開となりました。
	また、大間原発に係る訴訟等について非公開で行われ
	た会談に係る情報や大間原発に係る中央要請活動に係る
	会談に関する情報については、これを公開した場合、適
	切かつ円滑な訴訟の追行、訴訟活動全般に支障を及ぼす
	おそれがあり、このような情報が訴訟手続を経ないで相
	手方当事者に伝わることになると、訴訟において対等で
	あるべきはずの当事者の地位が不当に害されることにな
	るから、訴訟に係る事務に関し、函館市の訴訟当事者と
	しての地位を不当に害するおそれがあり、情報公開条例
	第7条第6号イの「交渉または争訟に係る事務に関し、
	実施機関の当事者としての地位を不当に害するおそれが
	あるもの」に該当するため非公開となりました。
	次いで多い請求内容は、契約業者の選定に関わるもの
	となります。このうち約9割が市内小・中学校に納入さ

	れた体育用具の見積参加業者名，商品名，納入価格等が
	判明する公文書に関する請求であり，これについては，
	情報公開条例第7条第1号による法令秘として法人の代
	表取締役の印影が，第7条第3号による法人等不利益情
	報として法人の店長の印影が非公開となりました。
	以上が平成29年度の主な公文書の公開請求の内容で
	ございます。
	なお，平成30年度は，4月から9月までの上期の公
	開請求は，32人・599件であり，対前年比で-11
	人・-41件という状況で推移しております。また，平
	成30年度における審査請求も，これまでのところござ
	いません。
	続きまして，「3 個人情報保護制度の運用状況」に
	ついて御説明申し上げます。市が個人情報の収集を開始
	するなどの場合に必要となる届出の状況として
	は，平成30年3月31日現在3，165件で，実施機
	関ごとの内訳は表5のとおりとなります。
	この届出は，個人情報保護条例第6条第1項の規定に
	より「実施期間が継続かつ定型化して個人情報の収集等
	を新たに行う」場合や，「届け出た個人情報の収集等を
	廃止する場合」などに提出することが義務付けられてい

	るものでございます。なお、総件数では、前年と比べて
	5件増加しております。
	その主な内容といたしましては、収集を始めたものと
	して、市民部国保年金課における「年金請求書抽出送付
	者および年金決定情報一覧表」による年金受給権者情報
	の把握や恵山支所市民福祉課における送迎バスの運行業
	務の開始のための「認定こども園 函館市つつじ保育園
	送迎バス利用申込書」でございます。
	一方、収集をやめたものとして、都市建設部まちづく
	り景観課において西部地区歴史的町並み基金の設置およ
	び管理に関する条例を廃止したことにより、基金が廃止
	され、町並み基金寄付申込者の個人情報の収集を行わな
	くなったものでございます。
	次に目的外利用でございます。制度に基づき、例外的
	に個人情報の収集の目的の範囲を超えて、保有個人情報
	を市の内部で利用した目的外利用は、表6のとおり19
	の課において130件となっております。
	目的外利用の主なものについて申し上げますと、財務
	部税務室市民税担当で保有する、市・道民税の課税状況
	等に関する情報を福祉事務所や市民部国保年金課など
	が、生活保護費支給事務や国民年金保険料の免除に利用

	するなどしております。
	また、財務部税務室資産税担当の固定資産の状況に関
	する情報を、国保年金課が国民健康保険料の賦課算定に
	利用するなどしたほか、土地・家屋の所有者情報を総務
	部総務課が防災に関する周知対象者の把握等のために利
	用しております。
	続いて、福祉事務所生活支援第1課の保有する生活保
	護受給者の氏名等を子ども未来部子ども企画課が保育料
	の算定や入学準備金給付事務の実施のために、また、本
	人の同意の下、保健福祉部保健予防課が高齢者肺炎球菌
	感染症や高齢者インフルエンザ予防接種の免除が必要な
	者の実態把握を行うために、それぞれ利用するなどして
	おります。
	保健所地域保健課と保健所生活衛生課に関しては、診
	療所の開設届や理容所、美容所台帳などを固定資産税の
	賦課事務のために、財務部税務室が利用するなどしてお
	ります。
	また、子ども未来部子ども企画課の入学準備金受給者
	等の情報を、教育委員会学校教育部保健給食課が新入学
	児童生徒学用品費等の就学援助の認定事務に利用してお
	ります。

	次に外部提供でございます。国や道，他の地方公共団
	体など，市の外部に収集目的の範囲を超えて個人情報
	を提供する外部提供につきましては，表 7 のとおり 2 2 の
	課において，4 0 9，8 0 3 人分となっております。
	外部提供した個人情報の所管課，提供先と提供内容の
	主なものでございますが，表 7 の財務部税務室市民税担
	当では市・道民税の課税状況などを税務署や他の地方公
	共団体に提供しております。
	なお，北海道が 5 年ごとに見直しを行って作成する都
	市計画策定の基礎資料のため，資産税担当が平成 2 8 年
	度に資産等の状況のうち「家屋の情報」について，
	3 6 1，3 2 1 人分の提供を北海道に対し行っていたと
	ころでございますが，この調査が平成 2 8 年度中に終了
	したため，平成 2 9 年度実績につきましては，その分外
	部提供の件数が減少しております。
	保健福祉部地域保健課では，函館市民生児童委員連合
	会に対し，民生委員の担当地区内の世帯の状況を正確に
	把握し，生活に関する助言その他の援助を行うための基
	礎資料として，住民基本台帳中の住所，氏名等を
	2 6 4，0 4 0 人分提供しております。
	介護保険課では本人の同意の下，主治医意見書などの

	情報を居宅介護支援事業所や介護保険施設等に対し、介
	護サービス計画等の作成のためなどに、53,829人
	分提供しております。
	福祉事務所生活支援第1課では、生活保護受給の有無
	などの情報を国民年金法に基づき、函館年金事務所に提
	供しているほか、本人の同意の下、日本放送協会北海道
	南営業センターに対し、受信料の免除手続のためなどに
	7,715人分提供しております。
	保健所生活衛生課では、食品衛生法等による営業許可
	台帳の情報などを函館税務署等に23,239人分提供
	しております。なお、平成29年度は食品表示法の改正
	を受けて北海道農政事務所からの照会が大幅に増えたこ
	とにより、昨年度と比較して約12,000件増加した
	ところでございます。
	以上が、外部提供の主な実績でございます。
	続きまして、自己情報の開示請求の内容と決定状況等
	につきましては別表2のとおりとなっております、この決定
	に対する審査請求はございませんでした。
	平成29年度の請求は、全て自己情報を見たいという
	開示請求で、6人の方から8件の請求があり、4人の方
	に全部開示、1人の方に一部開示、1人の方に非開示の

	決定を行っております。
	非開示の決定となった整理番号2の戸籍および戸籍の
	附票の開示状況に関わる開示請求でございますが、開示
	にならなかった理由は、請求に係る公文書を保有してい
	ないためとなっております。
	また、整理番号5の生活保護台帳の開示請求ござい
	ますが、保護台帳中の格付け欄等に記載されたケースワ
	ーカーの所見や今後の指導上の方針を記載した部分と福
	祉事務所の方針を記載した部分等につきましては、開示
	することにより請求者に誤解または予断を与え、今後の
	自立助長等の適正な指導の効果が期待できなくなるおそ
	れがあるとの理由から、また、扶養能力調査に関する照
	会欄に記載されている扶養義務照会の回答等をもとに扶
	養能力判断を行った結果については、開示することによ
	って扶養義務者のプライバシーや社会生活上の利益を損
	なうおそれがあり、結果として市の適正な行政執行を妨
	げるおそれがあるとの理由から非開示とし、全体として
	は一部開示となったものでございます。
	以上が平成29年度の個人情報保護制度の内容でござ
	います。
	なお、平成30年度の4月から9月までの上期におき

	ましては、自己情報の開示請求が4人・10件あり、前
	年の同期間と比べて人数は同じですが、件数は+4件と
	なっております。これも、現在まで審査請求はございま
	せん。
	以上が制度の運用状況でございます。
永盛会長	ありがとうございます。今回、公文書公開審査会とな
	っていますが、個人情報保護に関する話題も議題として
	よろしいですか。
三浦課長	自己情報の開示請求への処分に対する不服審査請求な
	どがあれば、皆様で審議していただくことになりますの
	で、本日の会議で制度の運用等についても御議論してい
	ただければと考えております。
永盛会長	分かりました。
	制度の運用状況について事務局から御説明を頂きまし
	た。大きく3点ありまして、1点目として公文書公開制
	度、2点目として個人情報保護制度、3点目として自己
	情報の開示請求の内容と決定の状況についてです。それ
	ぞれ確認したいと思います。
	まず、1点目の公文書公開制度につきまして、各委員
	から御質問等ございませんか。
荒木委員	「1 情報公開コーナーの利用状況」の説明のところ

	で、公文書公開請求や情報公開コーナーでなければ見ら
	れなかった資料について、平成30年3月から市のホー
	ムページにより公開を進めているという説明がありまし
	たが、対象となる資料の種別についてもう少し教えてく
	ださい。
三浦課長	食品衛生法等に基づく営業許可施設一覧，病院，診療
	所等の一覧，理容所・美容所一覧などがございます。
荒木委員	別表1を見ると，確かに病院や理容所などの資料が公
	文書公開請求の対象になっていることが多いので，良い
	取り組みであると思います。
	ほかにも薬局や医薬品などの許可業者の関係が公文書
	公開請求となっているようですが，市のホームページで
	公開をする，しないの選定基準などはどのようにされて
	いるのでしょうか。
三浦課長	毎月，資料が更新されるたびに市役所6階の情報公開
	コーナーに来てコピーをとられる方がおりますことか
	ら，そうした頻度が高く需要のあるものについては，担
	当課にその状況を投げかけまして，ホームページに掲載
	しているところでございます。
荒木委員	文書法制課が情報公開コーナーの利用状況から判断し
	て，資料の所管課に公表するよう依頼しているというこ

	とでしょうか。
三浦課長	そうでございます。
	例えば、食品衛生法や旅館業法等に基づく営業許可施設一覧については、市立函館保健所が所管しております。
	当課から依頼した結果、市のホームページの保健所のページにこれらの情報が掲載されることになったものでございます。
荒木委員	資料請求の多いものについては、文書法制課から担当課に働きかけをして、情報公開コーナーに出向かなくても済むようにホームページでの公表を進めているということですね。
三浦課長	そうでございます。
荒木委員	分かりました。
永盛会長	他に御質問等ございませんでしょうか。ないようですので、情報公開制度の実施状況について私から質問いたします。
	「平成29年度公文書公開請求の内容と処理状況」を見ると、法人の代表者の印影が非公開の内容として多いように見受けられます。その中に、病院と学校の契約に関する公開請求がありますが、これらは契約内容に問題があるのではないかとの発想により、市民の方からなさ

	れたものなんですか。
三浦課長	これらの請求者は一般市民より事業者の方が多いかと
	思います。
永盛会長	事業者の方がどういう契約をしているのかを知りたい
	ということで請求されたんですね。
	印影は非公開となりますが、契約内容のうち、例えば
	物品の値段や契約を締結した業者名については公開とな
	るのでしょうか。
三浦課長	市との契約であれば、予算書によりある程度判明する
	情報でもあることなどから、原則として物品の値段や締
	結した業者名は公開されます。
永盛会長	予算書と実際の契約が異なることもあるかと思いますが、
	その場合はどうですか。
三浦課長	非公開情報以外は全て公開となります。
永盛会長	ありがとうございます。運用状況としては透明性が高
	いと思います。
	公文書公開請求について他に何か御質問等ございませ
	んでしょうか。
	それでは、2点目の個人情報保護につきまして、各委
	員から御質問等ございませんか。
伊藤委員	表7の保健福祉部地域福祉課の264,040人分と

	は、函館市の全ての市民ということでしょうか。
三浦課長	そうでございます。
永盛会長	外部提供の合計が約40万人分ということで、対象として 税務関係の提供も多いようですが、この中には民生 委員への提供も含まれていて、法令に基づいて提供され ているということですね。
三浦課長	そうでございます。 外部提供につきましては、法律や条令に基づき、また は本人からの同意を得て行っております。
永盛会長	目的外利用についても、ルールに基づいて行われてい るということですね。 件数が大きく増減した外部提供はありますか。
三浦課長	北海道が5年ごとに見直しを行っている都市計画策定 の基礎資料のため、平成28年度に361,321人分 の提供を行ってりましたが、この調査が平成28年度 中に終了し、平成29年度は実施されておられませんので、 その分人数が減少しております。
永盛会長	その人数はこれまでの累計ではなく、単年度での提供 で、表7ではその人数分が減少しているということですね。
三浦課長	そのとおり単年度での提供人数でございます。

	外部提供の人数については、平成28年度が約53万
	人で、平成29年度が約41万人となっております。
	平成29年度に北海道の調査が実施されなかったこと
	で約36万人分の減少があったのに対して、保健福祉部
	地域福祉課の外部提供が約26万人分あるため、数字上
	約12万人分の減少となっております。
	なお、保健福祉部地域福祉課分につきましては、従前
	から外部提供していたものの、これまで報告されていな
	かった報告漏れでございまして、平成29年度に初めて
	計上されたものとなっております。
荒木委員	保健福祉部地域福祉課分の実績全てが報告漏れであっ
	たということですか。
河野委員	平成28年度分の報告は0人ということで、平成27
	年度まではこの業務についての外部提供は報告されてい
	たんですか。
三浦課長	報告されておりました。民生委員への外部提供
	については条例上問題ないものでしたが、これまでも外
	部提供していたことについて文書法制課への報告漏れが
	あったということでございます。
河野委員	人数としては多いと思いますが、報告がなかったこと
	についての対応等はどうなっていますか。

三浦課長	担当課に対し、口頭にて来年度以降の報告について注
	意したところでございます。
荒木委員	外部提供自体に問題はないが、報告が漏れていたとい
	うことですか。
三浦課長	そうでございます。
永盛会長	今後、外部提供とそれに伴う報告について十分注意し
	て運用していただきますようお願いいたします。
	次に、3点目の自己情報の開示請求にいてです。平成
	30年度上期は平成29年度上期と比べて件数が増えて
	おります。また、平成29年度においては審査請求はな
	かったということです。
	整理番号2については、非開示となっておりますが、理
	由としては請求に係る個人情報保有していないという
	ことでした。また、整理番号5はケースワーカーの所見
	等を開示した場合に、市の適切な行政執行に支障がある
	ということでしたでしょうか。
三浦課長	そうでございます。
永盛会長	他に御質問等ございませんでしょうか。
	ないようですので、次に(2)その他として何かあり
	ませんか。
	事務局からはどうですか。

